

# 潟上市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

平成26年 3 月 28 日

規則第 5 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、潟上市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

**第 2 条** 条例第 6 条第 2 項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 1 号）とする。

(勧告)

**第 3 条** 条例第 8 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書（様式第 2 号）により行うものとする。

(命令)

**第 4 条** 条例第 9 条の規定による命令は、命令書（様式第 3 号）により行うものとする。

(公表の方法)

**第 5 条** 条例第11条第 1 項の規定による公表は、次の方法により行うものとする。

- (1) 潟上市公告式条例（平成17年条例第 3 号）に定める掲示場への掲示
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた方法

(意見陳述)

**第 6 条** 市長は、条例第11条第 2 項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、意見陳述機会の付与通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に意見書（様式第 5 号）により意見を述べなければならない。

(その他)

**第 7 条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表）	
写真	身分証明書
	所属
	職名
	氏名
上記の者は、潟上市空き家等の適正管理に関する条例第6条第1項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	潟上市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>

（裏）	
1 本証は、調査のために空き家等の敷地に立ち入る場合には、必ず携帯しなければならない。	
2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。	
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
4 空き家等に関する事務に従事しなくなったときは、本証を直ちに市長に返還しなければならない。	

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

（住所）

（氏名） 様

潟上市長



### 勸告書

年 月 日までに、あなたが所有又は管理する建物その他工作物に下記の措置を講じるよう、潟上市空き家等の適正管理に関する条例第8条第2項の規定に基づき、勸告します。

### 記

- 1 建物その他の工作物の所在地
- 2 措置の内容
- 3 勸告の理由

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

（住所）

（氏名） 様

潟上市長



命 令 書

（あなたは、 年 月 日付け第 号による勧告に応じない）（あなたが所有又は管理する建物その他工作物は、著しく管理不全な状態にあると認められる）ので、年 月 日までに下記の措置を講じるよう、潟上市空き家等の適正管理に関する条例第9条の規定に基づき、命令します。

なお、期限までに正当な理由なくこの命令に従わないときは、潟上市空き家等の適正管理に関する条例第11条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事項を公表することがあります。

記

1 建物その他の工作物の所在地

2 措置の内容

3 履行期限 年 月 日

様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

（住所）

（氏名） 様

潟上市長



意見陳述機会の付与通知書

潟上市空き家等の適正管理に関する条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる機会を付与するので、意見がある場合は、意見書に意見を記載し、提出してください。

記

件 名	
予定される公表の内容	
公表の根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	
公表に対する意見書の提出先及び提出期限	提出先 提出期限 年 月 日

様式第 5 号（第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

潟上市長 様

提出者（住所）

（氏名） 印

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称、代表者氏名及び代表者印〕

意 見 書

潟上市空き家等の適正管理に関する条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

件 名	
意 見 の 内 容	
証拠書類等の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載し、添付すること。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付すること。